

広島県告示第四百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十二年五月二十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年五月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道鞆松永線	福山市松永町六丁目一七七番二地先から 福山市松永町六丁目一七三番一地先まで	平成二十二年五月 一三日